

補助金調書

| | | | | | | |
|---|--|--|------|--------------|----------------------------------|--|
| 補助金名 | 狭あい道路路線整備補助金 | | | 担当課 (連絡先) | 道路下水道局計画部道路計画課 (TEL 711-4462) | |
| 交付先 | 個人 | 工作物等の所有者 | | 区分 | 建設費に対する補助金 | |
| 交付先決定方法 | 公募 | (公募の場合) 公募時期 | 通年 | | | |
| (公募の場合) 応募要件 | 工作物等の所有者 | | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | — | | | | | |
| 補助開始年度 | 平成18 | 年度 | 経過年数 | 16 | 年度 | |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | 道路幅員が4m未満の市道において、土地所有者より土地の寄付協力をいただき、緊急車両の通行及び車両の離合が可能となる区間、見通しが悪く交通事故の危険性が高い箇所の拡幅整備を行い、安全・安心に通行できる生活道路を行政・地域住民の方々が共働で進める事業である。拡幅整備の際、寄付用地内に存在する工作物の移設(撤去・新設を含む)又は撤去にかかる費用を補助するもの。 | | | | | |
| 補助金の終期 | 令和6 | 年度 | 延長回数 | 2 | 回 | |
| 終期を延長する 理由 | 狭あい道路については、市管理道路のなかでも一定の割合を占めており、災害時ににおける避難や救助活動、車の離合等に支障をきたしている状況である。 よって、制度開始時の目的が達成されていないため、補助金制度を継続し、整備促進を図るもの。 | | | | | |
| 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 | その他 | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 道路として使用するうえで、支障となる物件については、簡易な工作物までを限度とし、撤去或いは移設の費用について、福岡市が補助する。 ただし、大規模な工作物や家屋等は対象とならない。 | | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 — | | | | | |
| 交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1) | 当該年度 | | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | |
| | 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | |
| | 2000 千円 | 0 千円 | 0 千円 | 0 千円 | | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | — | | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 緊急車両の通行や車両の離合が可能となる区間、見通しが悪く交通事故の危険性が高い箇所の拡幅整備に伴う工作物の移設等にかかる費用を補助することにより、土地所有者等にかかる負担を軽減するとともに、安全・安心に通行できる生活道路の整備促進を図る。 | | | | | |

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。